【特定疾患療養管理料の疾患区分の変更方法】

令和6年の診療報酬改定により、特定疾患の対象疾患から「高血圧症」、「糖尿病」、「脂質異常症(家族性高コレステロール血症等の遺伝性疾患は除く)」が削除され、「アナフィラキシー」、「ギラン・バレー症候群」が追加されました。

<対応内容>

対象病名の変更に伴い、時限的に疾患区分や特定疾患療養管理料の自動発生が見直されています。

※令和6年6月1日から令和6年9月30日診療日までの期限付きの対応です。

病名登録 疾患区分の見直し

- 1. 22 病名 にて、対象疾患から削除された病名が現在登録されている患者様については、 <u>該当する病名</u>の疾患区分「05 特定疾患療養管理料」が時限的に無効となります。 ※疾患区分が「08 特定疾患療養管理料又はてんかん指導料」の場合には「07 てんかん指導料」 に置き換えて算定されます。
- 2. 対象疾患に追加された病名が現在登録されている患者様については、 疾患区分が空白でも「O5 特定疾患療養管理料」が時限的に登録された状態です。
- 3. 病名の開始日はそのまま(開始日を区切らない)で修正の必要はありません。

(例)環境設定日付 令和6年6月1日



「アナフィラキシー」が対象疾患に加わった為診療行為入力画面では 特定疾患療養管理料が自動算定されます。

診区	入力コード	名称	数量・点数	4
12	b	*C再診料		П
	112015770	明細書発行体制等加算	76 X 1 76	
12	112011010	* 外来管理加算	52 X 1 52	П
13	t	* 特定疾患療養管理料 (診療所)	225 X 1 225	

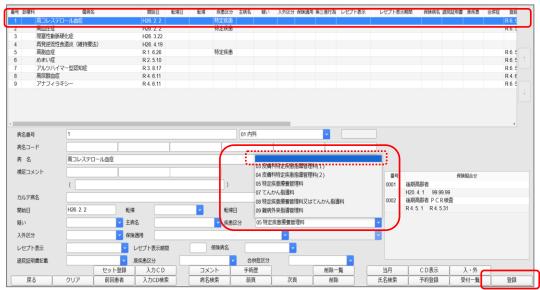
- ※環境設定日付が令和6年5月31日迄については従来通り、疾患区分に応じて 管理料が自動算定されます。
- ※令和6年10月1日以降は従来通りの動きに戻ります。

過去診療日の修正(会計)等に影響が出ないようにご注意の上、

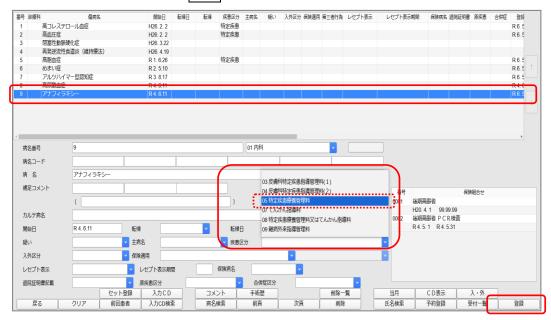
患者様の疾患区分の見直しを徐々に進めて頂きますようお願い致します。

<修正方法>

- ※<u>修正後に令和6年6月以前の診療内容を入力又は訂正される場合は管理料の算定に</u> ご注意下さい。
- ●対象疾患から削除された病名の「疾患区分」を外す場合 (高血圧、糖尿病 等)
- 1. 対象病名を選択し、疾患区分の ▼ を押し一番上の空白を選択します。



- 2. 疾患区分が「空白」になったことを確認し、 登録(F12) を押します。
- ●対象疾患に追加された病名に「疾患区分」を追加する場合 (アナフィラキシー 等)
- 1. 対象病名を選択し、疾患区分の ▼ を押し「05 特定疾患療養管理料」を選択します。



2. 疾患区分が設定されたことを確認し、 登録(F12) を押します。

(参考)対象疾患を登録している患者様の検索方法

13 照会 より対象病名者を抽出する方法

13 照会 にて、対象病名が登録されている患者様を検索することができます。

詳しくは「システムクレオからのお知らせ」の「マニュアル関連」 - 照会 より操作マニュアルをご参照ください。

- ※期間の指定を行う場合は最大12ヶ月までとなります。
- ※疾患区分の有無までは絞ることができません。対象病名がついている患者様の検索の為に お使いください。

52 月次統計 より対象病名者を抽出する方法

1. 52 月次統計 より 統計データ(F4) を開き、以下のように設定します。



- ※出力ファイル名は英数字を使用し、末尾は「.csv」と入力すると CSV 形式で出力されます。
- 2. 確定(F12) を押し処理をします。
- 3. 処理が終了すると保存先を選択する画面が出てくるので任意の場所に保存を行います。



4. 保存したデータを開きフィルターを設定し、対象疾患を登録している患者を確認します。



- ※Q 列が病名です。
- ※U 列の「5」の表示が特定疾患療養管理料の疾患区分が登録されているという意味になります。
- ※指定月に受診があった患者様を対象とした検索方法となります。